

抗議声明

最高裁による蒲郡駅刑事裁判棄却弾劾！

7月7日、最高裁判所第三小法廷は蒲郡駅刑事裁判「平成21年（あ）第1833号」裁判において上告を棄却する決定を下した。

蒲郡駅刑事事件は、2007年7月13日、愛知県警公安三課による不当家宅捜索によって開始された。

この弾圧は、会社がリニア中央新幹線実現に向け労務管理を一層強化するために、私たちが職場から推し進めてきた主任レポート、時系列等報告書反対の闘いを何としても破壊するという会社の目的と、かたや弱者の立場に立って闘う労働組合JR総連・JR東海労を破壊するという権力者の目的である両者の目的が一致したことにより用意周到に仕組まれた組織破壊攻撃である。

しかし、名古屋地方裁判所・高等裁判所は不当反動判決を言い渡してきた。その内容は、加藤誠二さんが管理者専用書庫のカギをどのようにして探して、書庫の「内部文書」を見つけ出したのか。また、「内部文書」とされるファイルに指紋が付着していなかった問題について、検察が何ら具体的・科学的に立証していないにもかかわらず、結論ありきで、非論理による推認、憶測だけで、検察の犯行ストーリーを後押しする超反動判決であった。

私たちはただちに上告し、昨年12月17日には上告趣意書を提出し口頭弁論を行わせるように取り組んできた。しかし、最高裁判所は、その内容を一切検証することなく棄却するという不当な決定を下した。

時あたかも参議院選挙投票日直前である。私たちは、組織内候補を擁立して闘っている。我々への妨害以外のなにものでもない。そのような妨害をも打ち砕き参議院選挙に勝利し、歪んだ判決しか出せない社会の変革をめざして闘おう！

2010年7月8日
JR東海労働組合新幹線関西地方本部